

令和 7 年 4 月 1 日

患者様及びご家族各位

【医薬品の安定供給について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いており、以下の対策を取っております。

1. 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方[※]を行う場合があります。これにより特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。
そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

2. 医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

その際には職員より説明をさせていただきます。

上記について、ご不明な点がございましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



埼玉セントラル病院 病院長